

○ 美幌・津別広域事務組合財務規則

〔平成3年3月7日〕
規則第8号

改正 令和3年12月22日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、法令その他に定めるほか、美幌・津別広域事務組合（以下「組合」という。）財務の処理につき必要な事項を定めるものとする。

(組合構成町条例等の準用)

第2条 この規則の施行に関し、事務局、消防本部及び美幌消防署は、美幌町財務規則（昭和59年美幌町規則第16号）、津別消防署は、津別町財務規則（平成25年規則第3号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(関連規則の廃止)

2 美幌・津別消防事務組合財務規則（昭和47年規則第13号）は、廃止する。

附 則（令和3年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。